

①学校名:	大阪保健医療大学 大学院 (私立)		②所在地:	大阪府大阪市北区天満1-9-27		
③課程名:	大阪保健医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻 生活機能支援学分野 運動器 疾患・スポーツ傷害身体障害支援学領域		④正規課程/ 履修証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	平成25年4月1日
⑥責任者:	保健医療学研究科長 松井 理直		⑦定員:	保健医療学研究科6名 運動器疾患・スポーツ傷害身体障害支援 学領域 1名	⑧期間:	2年間
⑨申請する課程 の目的・概要:	<p>目的: 運動器疾患やスポーツ傷害などにより身体機能が障がいされている人に対して、よりよい生活やスポーツへの復帰を実現するために障がいを改善する、高度で専門的な保健医療を提供する知識・技能の修得を目指した教育研究を実施。運動機能を科学的に分析し、科学的根拠に基づいた手法を用いることができる理学療法士、作業療法士などの高度専門職者の育成を目的としている。</p> <p>概要: 障がい者の機能を高めるためのリハビリテーション、健常者が健康であり続けるための体力維持増進やスポーツによるケガの予防などを総合的に科学し、保健、医療の分野で社会に貢献し、学問水準の向上に寄与できる高度専門職者を育成している。また、運動器疾患・スポーツ傷害身体障害支援学領域では、運動器疾患やスポーツ傷害などによる身体障がいに対するリハビリテーションの最新の知識や的確な介入が実践できる技能、バイオメカニクスの知見を科学的根拠として取り入れた介入技術の開発等の教育研究を通じた人間の運動機能の支援方法を学修する。</p>					
⑩10テーマへの 該当	医療・介護	⑪履修資格:	次の(1)(2)の両方を満たす者 (1)大学院への入学資格を有する者 (2)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師、 臨床検査技師、義肢装具士のどれかの資格を有し、当該資格で就労している者			
⑫対象とする職 業の種類:	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師、臨床検査技師、義肢装具士					
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能)		(得られる能力)			
	○運動器疾患やスポーツ傷害に起因する身体障害者の運動機能を支援するための最新知識 ○バイオメカニクスに基づいて臨床推論を行うための知識 ○科学的根拠に基づいて的確な介入を選択し実践できる技術および技能 ○症例検討を行うために必要な症例提示の技術及び的確に症例検討を行う技能		○Evidence Based Rehabilitation (EBR) が実践できる能力 ○臨床推論力 ○本プログラムで修得した知識や技能により、それぞれの職種を通じて社会に還元できる職業実践力 ○各領域で中核的、指導的な役割を担い、指導できる能力			
⑭教育課程:	<p>運動器疾患やスポーツ傷害患者の運動機能の支援には、他の領域や職種との関連を十分に理解して、専門的な知識や技能を発揮することが必要である。そのため「専門基礎科目」は、関連する他疾患の特徴やリハビリテーション理論、運動機能支援の特徴を理解して、包括的な生活機能支援の知識を涵養することを目的として、当大学院に設置するすべての領域で「概論」を設定し、これらを必修としている。</p> <p>「運動器疾患・スポーツ傷害身体支援学概論」は、運動器疾患のリハビリテーションにおけるバイオメカニクスを基礎に疾患別の症候、評価、治療について科学的根拠ある理論を構築できる知識とスポーツ・リハビリテーションにおけるバイオメカニクスを基礎に上肢疾患の症候、評価、治療について科学的根拠ある理論を構築できる知識を涵養し、模擬症例の検討を通じて理解を深める。</p> <p>「運動器疾患・スポーツ傷害身体障害支援学特論」では、運動器疾患やスポーツ傷害を惹起するメカニカルストレスを学ぶことで予防、治療の知識とするとともに、運動器疾患やスポーツ傷害の症候を明らかにする各種検査法とその結果の解釈、その症候の修復過程を修得し、科学的根拠あるリハビリテーション模索の基礎知識とする。運動器疾患のリハビリテーションにおける評価、治療法を検討し、学生が提示する運動器疾患症例の評価と治療をモデルとした検討会において、科学的根拠あるリハビリテーションにつなげる運動学、運動力学、運動器疾患のメカニズムを理解する。</p> <p>「運動器疾患・スポーツ傷害支援学特論演習」は、整形外科疾患症例の最新の報告から病態を理解し、実践的臨床推論の知識とするとともに、模擬症例や学生が臨床・臨地現場で経験した症例の検査結果から臨床推論して、生活機能支援の礎となる論理的思考を養う。運動器疾患の最新の報告から障害像を理解し、展開されるリハビリテーションの科学的根拠を探る。また、運動器疾患シミュレーションの動作解析を演習し、導出された結果を分析する技能を養う。これらの知識、技能および実際に学生が経験した症例の評価結果から科学的根拠あるリハビリテーションを模索する臨床推論能力を培う。</p> <p>「運動器疾患・スポーツ傷害支援学特別研究」は、特論、特論演習で学修した知識や臨床推論能力をもとに、高度専門職業人として社会で活躍していくための学修の成果として「修士論文」あるいは「課題研究の成果」の完成を目指す。「修士論文」や「課題研究の成果」は、修士号を得るための一つの過程ではなく、その成果が直接、社会に還元できるものにする。運動器疾患・スポーツ傷害身体障害支援学特論、特論演習で学んだ知識、技能をさらに深く学修しながら、研究を通じて現場に成果を還元する「修士論文」、科学的根拠ある臨床経験を設定課題に沿ってまとめる「課題研究の成果」の作成を指導する。</p>					

⑮修了要件(修了授業時数等):	修了に要する単位数は、「専門基礎科目」8単位、「専門科目」22単位以上の合計30単位以上とする。また修了の要件は、2年以上在学し、所定の科目についての30単位以上と必要な研究指導を受け「修士論文」あるいは「課題研究の成果(課題研究報告書)」を提出してその審査および最終試験に合格するものとする。						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	修士(保健医療学)						
⑰総授業時数:	42 単位	⑱要件該当授業時数:	30単位	該当要件	企業等・双方向実務家	⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:	71 %
⑳成績評価の方法:	各科目の成績評価方法は、すべての科目で作成し公開しているシラバスにそれぞれの具体的な方法と配点を示しているが、「概論」・「特論」・「特論演習」においては、臨床現場での実践力を高めるために、ケースカンファレンスにおける討論能力とレポート作成能力に重点を置いて評価を行う。「修士論文」あるいは「課題研究の成果(課題研究報告書)」は、その成果が直接、学生のそれぞれの職域を通じて社会に還元できるもの、つまり、学生が大学院修了後に高度専門職者として現場で活躍するための職業実践力として活用できる成果にすることを目的としているため、その観点で主査・副査が審査する。最終試験は、口頭試問とし、学生の専門的知識や技能の評価に加え、このプログラムで修得した技能を、今後、社会や現場にどのように還元していくかのビジョンも評価対象としている。						
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める自己点検・評価を下記のとおり実施する。 大学全体としては、各年度ごとに日本高等教育評価機構の評価項目に基づき、各部門において実施された自己点検・評価報告、及び教員の教育研究業績報告をもとに、大阪保健医療大学自己点検・評価委員会で全学的に分析し、大学運営会議が総合的な評価を実施して、自己点検・評価報告書として公表する。また、評価結果は、中期展望及び期間中の取り組み(中長期計画)に反映し、次年度の計画に活用する。それに加えて、専任教員と実務家である外部委員2名(実務経験が豊富で卓越した臨床能力を持つもの)で構成される大学院運営会議BP分科会において、修了者の状況に関わる効果検証を基にして自己点検・評価を実施する。具体的には、プログラム修了者の臨床現場における知識・技能の反映状況について、修了者の勤務する施設監督者(各施設のリハビリテーション部門で指導的立場にある実務家で、施設の中で選任されて主に学生に指導・助言を与える者)を通じて修了後に報告を得て、検証する。また、プログラム修了者には修了時及び、修了後、半年後にアンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーの達成度についてより多角的な検証を行う。この大学院運営会議BP分科会での議論は、大学院運営会議に報告され、研究科としての方針を決し、大学院教授会に報告の上、自己点検評価報告書、アセスメントプラン実行状況報告書、中期展望及び期間中の取り組み(中長期計画)、次年度の計画に反映される。						
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者が勤務する施設監督者から、プログラム修了者の臨床現場における知識や技能の反映や教育課程編成への意見等を、本課程修了後6か月以内に報告を受け、修了者の状況を検証する。また、プログラム修了者には修了時及び、修了後、半年後にアンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーの達成度についてより多角的な検証を行う。						
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 大学院運営会議BP分科会において、連携企業の実務家も構成員となって教育課程の編成について、企業等の立場として意見をし、審議に参加する仕組みとなっている。また、修了者から提出される「大阪保健医療大学大学院保健医療学研究科修士課程修了者の状況報告」及び修了者が勤務する施設監督者から提出される「修了者の状況および教育課程等に係るご意見」には、授業計画、教育課程編成に対する意見も含んでおり、この報告書は大学院運営会議BP分科会に提出され大学院運営会議における教育課程の編成、授業計画の策定に反映させる。また本大学院の修了者の実務家は、本プログラムが職業実践力向上に資することを身をもって体験しているため、教育課程で何が有効で、何が不足しているか、本プログラムで培われた職業実践力が現場や職域に有用であるかなどをピア・レビューとして意見する。						
	(自己点検・評価) 企業等の意見を取り入れるための自己点検・評価は、授業計画、教育課程、特別研究中間報告会の内容、修了者の勤務する施設監督者から提出される「修了者の状況および教育課程等に係るご意見」、修了者から提出された報告書「大阪保健医療大学大学院保健医療学研究科修士課程修了者の状況報告」の項目に関して、大学院運営会議BP分科会に所属する外部委員2名が評価を行って実施する。						
㉔社会人が受講しやすい工夫:	社会人に対応できる平日夜間開講制および土曜日、夏季、冬季休業中における集中講義を柔軟に実施している。平日夜間の開講は、6時限目(18:00~19:30)、7時限目(19:40~21:10)に開講するほか、土曜日および夏季と冬季の休業期間に集中講義を実施している。本学の天満橋駅から徒歩8分というアクセスの良さは、大阪府はもとより、兵庫、和歌山、三重、京都、奈良、滋賀をも通学圏内に入れる、社会人を対象とした夜間大学院として最大のメリットでもある。また、学生は講義支援システム(Moodle)の電子掲示板等を活用して「いつでも」「どこからでも」アクセスできるようになっている。さらに、学生からの質問等は、電子メールやWeb会議サービス(Zoom)で相互的にタイムリーになされている。図書館は、学生の休業期間を除き、平日は午前9時から午後9時30分まで、土曜日は午前9時から午後8時45分まで、開館しており、土曜日、夜間授業終了後も対応可能である。なお学生は、情報処理室の端末を平日は午前8時から午後10時まで、土曜日は午前9時から午後9時まで利用できる。 大学院生研究室は、午後9時10分に終了する講義後にも自主学習や教員への質問、図書館の利用等に支障がないよう、午後10時まで使用できるように配慮している。						
㉕ホームページ:	<a href="https://ohsu.ac.jp/postgraduate/">https://ohsu.ac.jp/postgraduate/</a>						